

○総務省令第七十号

地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第七号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年六月二十八日

総務大臣 新藤 義孝

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第六号様式の表中「別表5⑳」を「別表5㉑」に、「別表4」の(35)」を「別表4」の(34)」に、「別表4の2付表」の(44)」を「別表4の2付表」の(43)」に、「国際戦略総合特別区域及び雇業者の数の増加に係る法人税額の特別控除額」を「国際戦略総合特別区域において機械等を取得了た場合等の法人税額の特別控除額」に改め、同様式記載要領9中「合計㉑」を「合計㉒」に改め、同様式記載要領15中「別

表4)の(35)」や「(別表4)の(34)」並びに「(別表4の2付表)の(44)」や「(別表4の2付表)の(43)」並びに「仮計(44)」や「仮計(43)」並びに「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額(9)」や「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額(7)」並びに改める。

第六号様式別表1の表中「国際戦略総合特別区域及び雇業者の数の増加に係る連結法人税額の特別控除額に係る個別帰属額又は国際戦略総合特別区域及び雇業者の数の増加に係る法人税額の特別控除額」や「国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合等の連結法人税額の特別控除額に係る個別帰属額又は国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除額」並びに改める。

第六号様式別表四の四を削る。

第六号様式別表五の表を次のように改める。

第六号様式別表五 (提出用) (別添①) 挿入

第六号様式別表五 (入力用) (別添②) 挿入

第六号様式別表五記載要領1中「第62条第2項」の次に「若しくは第62条の5第2項」や「第57条の7第1項」の次に「、第57条の7の2第1項」や「第68条の57第1項」の次に「、第68条の57の2第1項」

を加え、同表記載要領③中「(別表4)の(35)」や「(別表4)の(34)」並びに「(別表4)の2付表)の(44)」や「(別表4)の2付表)の(43)」並びに「仮計(44)」や「仮計(43)」並びに「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額(9)」や「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額(7)」に添える。

第六号様式別表五の二記載要領②中「単年度損益第6号様式⑩又は別表5⑩⑤」や「単年度損益⑤」並びに「別表10⑫」や「別表10⑨」並びに「別表10⑮」や「別表10⑰」並びに「(別表4)の(34)」や「(別表4)の(33)」並びに「(別表4)の2付表の(43)」や「(別表4)の2付表)の(42)」に添え、「減算した金額を記載し」の次に「、同法第66条の5の3第1項又は同法第68条の89の3第1項の規定の適用を受ける法人にあつては、法人税の明細書(別表17(2の3))の(10)の欄から(23)の欄を控除した金額又は法人税の明細書(別表17の2(3)付表一)の(8)の計の欄から(26)の欄を控除した金額を記載し」を加え、同表記載要領③中「当該事業年度の月数 ⑫」や「当該事業年度の月数⑫」に改める。

第六号様式別表六 (別添③) 挿入

第六号様式別表九の表を次のように改める。

第六号様式別表九 (別添④) 挿入

第六号様式別表九記載要領5中「差引控除未済欠損金額等^⑳」や「差引控除未済欠損金額等^㉑」に改める。
第六号様式別表十の表を次のように改める。

第六号様式別表十 (別添⑤) 挿入

第六号様式別表十記載要領1中「更正欠損金額等の控除明細書」や「更生欠損金額等の控除明細書」及び「又は経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号）第2条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成23年旧法人税法」という。）第59条第1項」や「（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）（以下「震災特例法」という。）第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」及び「又は平成23年旧法人税法第59条第1項」や「（震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」及び「同項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。）又は平成23年旧法人税法第59条第2項（同項第3号）や「震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む、法人税法第59条第2項第3号」及び「同項第3号及び第4号」

表記載要領6中「調整前の控除未済欠損金額等^㉗」や「調整前の控除未済欠損金額等^㉘」に於て、同旨を回表記載要領3とし、同表記載要領7を同表記載要領4とする。

第六号様式別表十一の表中「⑦の金額を控除した後の所得(第6号様式^㉙又は別表5^㉚)一⑦」や「⑦の金額等を控除した後の所得(第6号様式^㉙又は別表5^㉚)一⑦)又は(第6号様式^㉙又は別表5^㉚)一⑦一((第6号様式^㉙又は別表5^㉚)一④)×0.2)」に於て、回表記載要領2中「⑦の金額を控除した後の所得^㉛」や「⑦の金額等を控除した後の所得^㉜」に於て、回表記載要領4を除き、回表記載要領3を回表記載要領4とし、同表記載要領2の次に次の一号を加える。

3 「⑦の金額等を控除した後の所得^㉛」の欄の記載に当たっては、次によること。

- (1) 平成25年4月1日以後に法人税法第59条第2項に規定する事実が生ずる場合、同日以後に租税特別措置法第67条の5の2第1項に規定する政令で定める事実が生ずる場合又は同日以後に震災特例法第17条第1項に規定する政令で定める事実が生ずる場合において、「計^㉜」の金額が第6号様式^㉙又は別表5^㉚の金額以上であるとき、又は次に掲げる法人に該当するときは「又は(第6号様式^㉙又は別表5^㉚)一⑦一((第6号様式^㉙又は別表5^㉚)一④)×0.2)」を消し、これらのいずれにも該当しないと

きは「（第6号様式^㉑又は別表5^㉒）―⑦）又は」を消すこと。

イ 法人税法第57条第11項各号に掲げる法人（租税特別措置法第67条の14第1項に規定する特定目的会社、同法第67条の15第2項に規定する投資法人、同法第68条の3の2第1項に規定する特定目的信託に係る受託法人（法人税法第4条の7に規定する受託法人をいう。以下この号において同じ。）及び租税特別措置法第68条の3の3第1項に規定する特定投資信託に係る受託法人を除く。）

ロ 租税特別措置法第67条の14第1項第1号に掲げる要件を満たす同項に規定する特定目的会社

ハ 租税特別措置法第67条の15第1項第1号に掲げる要件を満たす同条第2項に規定する投資法人

ニ 租税特別措置法第68条の3の2第1項第1号に掲げる要件を満たす同項に規定する特定目的信託に係る受託法人

ホ 租税特別措置法第68条の3の3第1項第1号に掲げる要件を満たす同項に規定する特定投資信託に係る受託法人

(2) 平成25年4月1日前に所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）による改正前の法人税法第59条第2項に規定する事実が生じた場合又は同日前に所得税法等の一部を改正する法律（平成25

年法律第5号)による改正前の震災特例法第17条第1項各号に掲げる事実が生じた場合(当該事実が生じた法人について同日以後に震災特例法第17条第1項に規定する事実が生ずる場合を除く。)にあつては、「又は(第6号様式⑩又は別表5⑳)一⑦一(第6号様式⑩又は別表5⑳)一④)×0.2)」を消すこと。

(3) 法人が法人税法第59条第3項の規定の適用を受ける場合にあつては、「又は(第6号様式⑩又は別表5⑳)一⑦一(第6号様式⑩又は別表5⑳)一④)×0.2)」を消すこと。

第六号様式別表十二の表中「別表13の⑤」を「別表13の2の⑤」とし、「別表13の2の⑤」を「別表13の3の⑤」とし、「⑧一⑫」を「(⑧一⑫)又は(別表13の⑦)」と改めらる。

第六号様式別表十三の二記載要領中「法人が」を削り、「場合に記載する」を「法人が記載し、第6号様式別表12に併せて提出する」に改め、同表を同様式別表十三の三と改めらる。

第六号様式別表十三の表を次のように改める。

第六号様式別表十三の二 (別添⑥) 挿入

第六号様式別表十三記載要領中「法第72条の23第1項若しくは第3項又は政令第21条第2項の規定により

その例によるものとされる」を削り、同記載要領を同様式別表十三の二記載要領とし、同様式別表十二の次に次の一表を加える。

第六号様式別表十三 (別添⑦) 挿入

第6号様式別表13記載要領

この明細書は、法人が法人税法施行令第112条第5項第1号に規定する特定資産譲渡等損失額となる金額の計算を行う場合において、同条第7項（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する場合に該当する場合に記載すること。

第七号の二様式記載要領3及び4中「(別表6(2))の(17)」を「(別表6(2))の(12)」に改める。

第七号の二様式別表三記載要領7及び別表四記載要領6中「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額(24)」を「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額(21)」に改める。

第十号様式の表及び第二十号様式の表中「国際戦略総合特別区域及び雇用の数の増加に係る法人税額の特別控除額」を「国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除額」に改める。

第二十号様式別表一の表中「国際戦略総合特別区域及び雇用の数の増加に係る連結法人税額の特別控除額に係る個別帰属額又は国際戦略総合特別区域及び雇用の数の増加に係る法人税額の特別控除額」及び「国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合等の連結法人税額の特別控除額に係る個別帰属額又は国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除額」とする。

第二十号の四様式記載要領4中「(別表6(2))の(17)」及び「(別表6(2))の(12)」とする。

第二十号の四様式別表三記載要領7及び別表四記載要領9中「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額(24)」及び「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額(21)」とする。

第二十二号の二様式の表中「国際戦略総合特別区域及び雇用の数の増加に係る法人税額の特別控除額」及び「国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除額」とする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

<別添①>

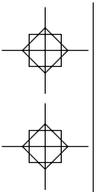
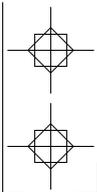
法人名	※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	法人番号	申告区分
	事 業 年 度	平成 平	年	月	日	から 日

所得金額に関する計算書

所得金額の計算				非課税所得の区分計算			
所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4の2付表)の(43))				外国の事業に帰属する所得			
加 算	損金の額又は個別帰属損金額に算入した 所得税額	①	兆 十億 百万 千 円	外国における事務所又は事業所の期 末の従業者数	③③	人	
	損金の額又は個別帰属損金額に算入した 海外投資等損失準備金勘定への繰入額	②		期 末 の 総 従 業 者 数	③④		
	損金の額又は個別帰属損金額に算入した 外国法人税の額	③		外国から生ずる事業所得 (①④+⑧)×③③/③④	③⑤	円	
	非適格の合併等又は残余財産の全部分 配等による移転資産等の譲渡利益額	④		鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じ て算定した所得	③⑥		
小 計		⑤		生産品の収入金額又は生産品の収入 金額から買鉱価格を差し引いた金額	③⑦		
減 算	益金の額又は個別帰属益金額に算入した 海外投資等損失準備金勘定からの戻入額	⑥		鉱産税の課税標準であるべき鉱物の 価額	③⑧		
	外国の事業に帰属する所得以外の所得 に対して課された外国法人税の額	⑦		鉱物の掘採事業の所得 ③⑥×③⑧/③⑦	③⑨		
	外国の事業に帰属する所得に対して課 された外国法人税の額	⑧					
	特定目的会社又は投資法人の支払相当 の損金算入額	⑨					
特定目的信託及び特定投資信託に係る 利益又は収益の分配の額の損金算入額	⑩						
非適格の合併等又は残余財産の全部分 配等による移転資産等の譲渡損失額	⑪						
小 計		⑫					
仮 計 ①+⑥-⑫		⑬					
外国の事業に帰属する所得		⑭					
再 仮 計 ⑭-⑮		⑯					
非 課 税 等 所 得	林 業 に 係 る 所 得	⑰					
	鉱物の掘採事業に係る所得	⑱					
	社会保険等に係る医療の所得	⑲					
	農事組合法人の農業に係る所得	⑳					
小 計		㉑					
所得金額差引計 ⑯-㉑		㉒					
繰越欠損金額等又は災害損失金額の 当期控除額		㉓					
債務免除等があった場合の欠損金額 等の当期控除額		㉔					
所得金額再差引計 ㉒-㉓-㉔		㉕					
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費 の特別控除額		㉖					
農業経営基盤強化準備金積立額の損 金算入額		㉗					
農用地等を取得した場合の圧縮額の 損金算入額		㉘					
関西国際空港用地整備準備金積立額 の損金算入額		㉙					
中部国際空港整備準備金積立額の損 金算入額		㉚					
再投資等準備金積立額の損金算入額		㉛					
合計 ㉕-㉖-㉗-㉘-㉙-㉚-㉛		㉜					

第六号様式別表五 (提出用) (用紙日本工業規格A4・セピア色) (第五条関係)

備考



<別添②>

1		整理番号	事務所	区分	法人番号	申告区分
				A		
25	申告年月日	30	事業年度	31	36	42
				37		
				43		56
				予備		

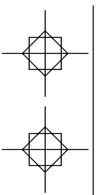
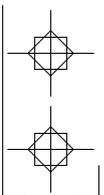
第六号様式別表五 (入力用)

(用紙日本工業規格A4・セピア色)

(第五条関係)

12 B

01				
02				
03				
04				
05				
06				
07				
08				
09				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				



収入金額に関する計算書

事業 年度	平成 平成	年 年	月 月	日から 日まで	法人名	
----------	----------	--------	--------	------------	-----	--

第六号様式別表六 (用紙日本工業規格A4) (第五条関係)

摘 要		金 額
法第72条の24の2第1項の規定による収入金額	収入金額の総額	円
		計
控除される金額		
		計
差 引 計		①-②
		③
法附則第9条第8項の規定による控除額		④
法附則第9条第10項の規定による控除額		⑤
計		③-④-⑤
		⑥

第6号様式別表6記載要領

この計算書は、電気供給業及びガス供給業を行う法人が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、第6号様式の申告書に添付すること。この場合において、これらの事業を併せて行う法人は、それぞれの事業ごとに記載すること。

欠損金額等及び災害損失金の
控除明細書

事業 年度	平成 平成	年 年	月 月	日 日	から まで	法人 名	
----------	----------	--------	--------	--------	----------	---------	--

第六号様式別表九 (用紙日本工業規格A4) (第五条関係)

控除前所得金額 第6号様式⑩-(別表10⑨又 は⑪)		①	円	所得金額控除限度額 ①× $\frac{80 \text{ 又は } 100}{100}$	②	円
事業年度	区 分	控除未済欠損金額等又は 控除未済災害損失金③		当期控除額④ <small>(当該事業年度の③と②-当該事業年 度前の④の合計額)のうち少ない金額)</small>	翌期繰越額⑤ <small>(③-④)又は別表11⑰)</small>	
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金	円		円		
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金				円	
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
計						
当 期 分	欠損金額等・災害損失金			欠損金の繰戻し額	円	
	同上のうち 災害損失金					
	同上のうち 青色欠損金			円		
合 計						
災害により生じた損失の額の計算						
災害の種類		災害のやんだ日		平成 年 月 日		
当期の欠損金額⑥		円	差引災害により生じた損失の額(⑦-⑧)⑨		円	
災害により生じた損失の額⑦		繰越控除の対象となる損失の額(⑥と⑨のうち少ない金額)⑩				
保険金又は損害賠償金等の額⑧						

更生欠損金額等及び民事再生等評価換えが行われる場合の
再生等欠損金額等の控除明細書

事業年度	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	法人名
------	--------------------------	-----

第六号様式別表十(用紙日本工業規格A4)(第五条関係)

更生欠損金額等の控除明細書						
債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	①	円	適用年度終了の時点における前期以前の事業年度から繰り越された欠損金額等	⑧	円
	私財提供を受けた金銭の額	②		当期控除額 (⑦と⑧のうち少ない金額)	⑨	
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	③		欠損金額等 (②⑤の計)	⑩	
	資産の評価益の総額	④		差引欠損金額等 (⑧-⑩)	⑪	
	資産の評価損の総額	⑤		欠損金額等からしないものとする金額 (⑨-⑪) (マイナスの場合は0)	⑫	
	純評価益の額 (④-⑤) (マイナスの場合は0)	⑥				
計 (①+②+③+⑥)	⑦					
民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金額等の控除明細書						
債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	⑬	円	適用年度終了の時点における前期以前の事業年度から繰り越された欠損金額等	⑲	円
	私財提供を受けた金銭の額	⑭		⑲の金額を控除する前の所得	⑳	
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	⑮		当期控除額 (⑬、⑲と⑳のうち少ない金額)	㉑	
	資産の評価益の総額	⑯		欠損金額等 (⑮の計)	㉒	
	資産の評価損の総額	⑰		差引欠損金額等 (⑲-㉒)	㉓	
	計 (⑬+⑭+⑮+⑰-⑰)	⑱		欠損金額等からしないものとする金額 (㉑-㉓) (マイナスの場合は0)	㉔	
控除未済欠損金額等の調整						
発生事業年度	調整前の控除未済欠損金額等	欠損金額等からしないものとする金額 (当該発生事業年度の㉕と((⑫又は㉔)-当該発生事業年度前の㉖の合計額)のうち少ない金額)		差引控除未済欠損金額等 (㉕-㉖)		
		②⑤	②⑥	②⑦		
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	円		円	円		
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで						
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで						
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで						
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで						
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで						
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで						
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで						
計						

<別添⑥>

共同事業を営むための適格組織再編成等に該当しない場合の引継対象未処理欠損金額等又は控除未済欠損金額等の特例に関する明細書

事業年度	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	法人名	
------	--------------------------	-----	--

第六号様式別表十三の二 (用紙日本工業規格A4) (第五条関係)

適格組織再編成等の別		合併(適格・非適格)・残余財産の確定・適格分割・適格現物出資・適格現物分配		適格組織再編成等の日		平成 年 月 日		
対象法人の別		被合併法人等(名称:)・当該法人		支配関係発生日		平成 年 月 日		
引継対象未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の特例計算								
対象法人の 事業年度	欠損金額等の 区分	被合併法人等の未処理欠損金額等又は当該法人の控除未済欠損金額等	時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額以上である場合	時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額に満たない場合	簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合	特例計算による引継対象未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等		
		被合併法人等の最終の事業年度の別表9の⑤又は当該法人の前期の別表9の⑤	(①の金額)	支配関係事業年度前の事業年度にあっては①と⑥-⑦のうち少ない金額、支配関係事業年度以後の事業年度にあっては①の金額	支配関係事業年度前の事業年度にあっては①と⑥-⑦のうち少ない金額	②、③又は④		
		①	②	③	④	⑤		
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金	円	円	円	円	円	円	
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金							
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金							
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金							
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金							
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金							
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金							
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金							
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金							
計								
時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額に満たない場合又は簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合の引継対象未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算の明細								
対象法人の 事業年度	欠損金額等の 区分	時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額に満たない場合	⑥のうち制限対象金額を構成するものとされた部分の金額	簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合	支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等発生額	⑧のうち特定資産譲渡等損失相当額	⑨のうち簿価純資産超過額を構成するものとされた部分の金額	
		支配関係前未処理欠損金額等又は支配関係前控除未済欠損金額等	⑬の金額を⑥の古いものから順次振当	支配関係事業年度前の事業年度の別表9の⑤	支配関係事業年度以後の事業年度のそれぞれの別表9の「当期分」の欠損金額等	別表12の⑫	⑭の金額を⑨の古いものから順次振当	
		⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金	円	円	円	円	円	円	
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金			円				
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金			円				
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金			円				
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金			円				
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金			円				
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金			円				
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金			円				
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金			円				
計								
支配関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産超過額又は簿価純資産超過額の計算の明細								
時価純資産超過額 (⑫の(イ)-⑬の(イ))-(⑫の(ロ)-⑬の(ロ))		⑪	円	制限対象金額 ⑫-⑪	⑬	円		
支配関係前未処理欠損金額等又は支配関係前控除未済欠損金額等の合計額 ⑥の計		⑫		簿価純資産超過額 (⑫の(ロ)-⑬の(ロ))-(⑫の(イ)-⑬の(イ))	⑭			
支配関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産価額及び簿価純資産価額の明細								
資		産		負		債		
名称等	時価	帳簿価額	名称等	時価	帳簿価額	名称等	時価	帳簿価額
	(イ)	(ロ)		(イ)	(ロ)		(イ)	(ロ)
	⑮	円		⑰	円		⑲	円
	⑯			⑱			⑳	
	⑰			㉑			㉒	
	⑰		計	㉒		計	㉓	

<別添⑦>

合併等前二年以内適格合併等が行われていた場合の
特定資産譲渡等損失額の計算に関する明細書

事業 年度	・	・	法人 名	
----------	---	---	---------	--

第六号様式別表十三 (用紙日本工業規格A4) (第五条関係)

対象法人の別	被合併法人等(名称:)・当該法人				
適格組織再編成等の別	合併(適格・非適格)・残余財産の確定・適格分割・適格現物出資・適格現物分配		適格組織再編成等の日		・
対象法人の支配関係事業年度以後の事業年度	支配関係事業年度以後の事業年度の特定資産譲渡等損失額の計算				
	特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額の合計額(別表12⑨)	特定引継資産又は特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額(別表12⑩)	各関連法人における損金算入額等の合計額(各関連法人の⑦の合計額)	各関連法人の特定資産譲渡等損失相当欠損金額等の合計額(各関連法人の⑭の合計額)	特定資産譲渡等損失額①-②+④
・	①	②	③	④	⑤
・	円	円	円	円	円
・					
・					
・					
計					

関連法人の特定資産譲渡等損失相当欠損金額等の計算の明細											
関連法人の名称							支配関係発生日		・		
合併等前二年以内適格合併等の別			適格合併・残余財産の確定				合併等前二年以内適格合併等の日		・		
合併等前二年以内適格合併等に係る合併法人の別			他の関連法人(名称:)・被合併法人等・当該法人								
対象法人の支配関係事業年度以後の事業年度	関連法人対象事業年度	関連法人対象事業年度の欠損金発生額 〔関連法人対象事業年度のそれぞれの別表9「当期分の青色欠損金」〕	当該関連法人における損金算入額等	欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算				特定資産譲渡等損失相当額から控除する金額の計算		特定資産譲渡等損失相当額から控除する金額	特定資産譲渡等損失相当欠損金額等 ⑪-⑬
				譲渡等特定事由による損失の額の合計額	譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額	特定資産譲渡等損失額 ⑧-⑨	欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額 〔⑥と⑩のうち少ない金額〕又は ⑰	控除済金額 〔他の関連法人の⑬の合計額〕	特定資産譲渡等損失相当額から控除する金額 〔③-⑫と⑪のうち少ない金額〕		
・	・	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	
・	・	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
・	・	内									
・	・	内									
・	・	内									
・	・	内									
計											

関連法人の特定資産譲渡等損失相当額の特例計算										
対象法人の支配関係事業年度以後の事業年度	関連法人対象事業年度	簿価純資産超過額等がある場合							特例計算による関連法人の特定資産譲渡等損失相当額	
		関連法人対象事業年度の欠損金発生額 ⑥	特定資産譲渡等損失額 ⑩	欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額 〔⑮と⑯のうち少ない金額〕		⑰のうち簿価純資産超過額を構成するものとされた部分の金額 〔⑳の金額を⑰の古いものから順次振当〕		〔㉑に金額の記載がある場合にあっては0、㉒に金額の記載がある場合にあっては⑱〕		
・	・	⑮	⑯	⑰		⑱		⑲		
・	・	円	円	円		円		円		
・	・	内								
・	・	内								
・	・	内								
・	・	内								
計										

関連法人の支配関係事業年度の前事業年度終了の時点における時価純資産超過額又は簿価純資産超過額の計算並びに時価純資産価額及び簿価純資産価額の明細										
時価純資産超過額 ((⑳の(イ))-(㉑の(イ)))-((㉒の(ロ))-(㉓の(ロ)))			⑳	円	簿価純資産超過額 ((㉒の(ロ))-(㉓の(ロ)))-((㉒の(イ))-(㉓の(イ)))			㉑	円	
資 産					負 債					
名 称 等		時 価 (イ)	帳簿価額 (ロ)		名 称 等		時 価 (イ)	帳簿価額 (ロ)		
	㉔	円	円			㉕	円	円		
	㉖					㉗				
	㉘					㉙				
	㉚					㉛				
	㉜					㉝				
計	㉞				計	㉟				